（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「法第三十六条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、被保険者又は特別徴収対象被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）にあつては、厚生労働大臣が指定する月とする。第五十一条第一項及び第六十八条第一項において同じ。）において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第三十八条第一項中「受給権者は」を「受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は」に改める。

第四十一条に次の二項を加える。

4　法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。

5　法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。

第四十二条第三項に次の一号を加える。

四　法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の老齢厚生年金の年金証書（老齢厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

第五十一条第一項中「支払期月の前月において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「障害厚生年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第五十四条第一項中「受給権者は」を「受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は」に改める。

第五十七条に次の一項を加える。

4　第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

第五十八条第三項に次の一号を加える。

四　法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の障害厚生年金の年金証書（障害厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

第六十条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　被保険者であつた者が第八十二条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

第六十八条第一項中「支払期月の前月において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「遺族厚生年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第七十一条第一項中「受給権者は」を「受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は」に改める。

第七十四条に次の一項を加える。

4　第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

第七十五条第三項に次の一号を加える。

四　法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の遺族厚生年金の年金証書（遺族厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表第二十条の項中

二　変更後の住所	二　変更後の住所
二の二　基礎年金番号	二の二　基礎年金番号

を

受給権者は	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は
二　変更後の住所	二　変更後の住所
二の二　基礎年金番号	二の二　基礎年金番号

に改め、同表第二十五条第一項の項の次に次のように加える。

第二十五条第二項	三　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書
	四　新法第百五条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の老齢年金の国民年金証書（国民年金証書を添えることができないときは、その事由書）

附則第八条の表第三十六条の二の項中

届書に、障害年金の国民年金証書を添えて、	届書を

を

受給権者は	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は
届書に、障害年金の国民年金証書を添えて、	届書を

に改める。

附則第十四条の表第三十七条第二項第二号、第四十三条の九第二項第二号、第五十三条第二項第二号、第七十条第二項第二号及び第七十六条の十二第二項第二号の項の次に次のように加える。

第三十八条、第四十三条の十、第五十四条、第七十一条及び第七十六条の十三	受給権者は	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は